

# 工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準

(平成8年3月27日監-1865)

## 第1条関係

- 1 第1項の規定による現場説明書及び質問回答書は設計図書に含まれるので、その取扱いについては留意すること。
- 2 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、契約者の責任において定めることとしているので、設計図書における特定の定めについては、その必要性を十分に検討すること。
- 3 第5項において、契約事項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明といった行為については、その明確化を図るため、書面で行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。
- 4 第12項において、契約者が共同企業体を結成している場合には、契約担当者と契約者との間では契約に基づく全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったので、遺憾のないよう措置すること。

## 第3条関係

- 1 工程表については、契約担当者及び契約者を拘束するものではないが、協議を行う場合において参考資料として用いるものであること。
- 2 請負代金内訳書については、契約担当者の承認を要せず、契約担当者及び契約者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合は設計書の内訳により行うものとする。
- 3 請負代金内訳書に明示された法定福利費が予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1を下回るときは、契約者に対して算出根拠の確認を指示するものとする。

## 第4条関係

- 1 請負対応額500万円以上の工事については、第1項各号に掲げる金銭的保証のうちいずれかを付させるものとする。
- 2 請負対応額500万円未満の工事については、秋田県財務規則（昭和29年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第178条第1項第3号の規定に該当するものとし、原則として契約の保証を付させないものとする。ただし、工事の内容その他特に必要と認められる工事についてはこの限りでない。
- 3 供用開始時期の関係から発注手続を行う時間がない場合等残工事の発注を行うことが困難な場合には、保証金額が請負金額の10分の3以上の公共工事履行保証証券による保証（工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保する特約（以下「契約不適合担保特約」という。）を付したものに限る。）を付させるものとする。
- 4 請負代金額の増額変更を行おうとする場合で契約保証金等の金額が変更後の請負代金額の100分の5（3の公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては100分の15）以下になるときは、契約保

証金等の金額を変更後の請負代金額10分の1（3の公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結した場合にあっては10分の3）以上に増額変更するものとする。

- 5 工期の変更を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、契約者に対して、保証期間を変更後工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書等の提出を求めるものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。
- 6 履行遅滞が生じた場合においては、契約者に対して、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書等の提出を求めるものとする。
- 7 余裕期間設定工事にあつては、余裕期間を含む全体工期が保証期間に含まれていることを確認すること。
- 8 第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保険証券をインターネットを通じて閲覧するために用いる保険契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。

#### 第5条関係

- 1 第1項ただし書に規定する債権譲渡を承認する場合は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に関する事務取扱要領」（平成20年11月4日付け建管－1954）及び「流動資産担保融資保証制度に係る工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱要領」（平成19年5月24日付け建管－552）に基づき譲渡する場合、契約額から前払金及び部分払の合計額を控除した残額を限度とし、契約の相手方が工事完成後に合併等により解散したことで合併後の存続会社等に譲渡する場合又は第3項の規定により受注者が施工に必要な資金が不足することを疎明した場合に限るものとする。
- 2 債権譲渡の申請がなされた場合は、十分調査のうえ承認すること。なお、本庁契約のものについては、調査内容を承認申請書に添付して送付すること。

#### 第6条の2関係

- 1 第4項において、社会保険等未加入建設業者については、二次下請以降も含めて下請人にはなれないものであること。
- 2 契約担当者は、社会保険等未加入建設業者が下請負人となっている事実を確認した場合は、契約者に対し、契約事項を遵守するよう指導すること。指導をしてもなお確認書類の提出を約しない場合や、確認書類の提出を約しながらその履行を怠っている場合など不誠実な行為があったときは、建設部建設政策課に報告すること。
- 3 第5項第1号口の「発注者の指定する期間」は、契約者が可能な限り速やかに対応した場合に必要な最低限度の日数となるよう、契約者と協議のうえ契約担当者が指定すること。なお、日数の上限は、協議開始の日から14日とするものであること。

- 4 第5項において、社会保険等未加入建設業者に係る確認書類を提出することの約定は、工事打合簿に記載のうえ、契約担当者、契約者の双方で確認すること。

#### 第9条関係

- 1 監督職員を任命した場合は、様式1により監督職員の職氏名を通知すること。本庁契約の場合は、秋田県事務決裁規定第4条第1項の規定により各地方機関において知事名で通知すること。
- 2 第4項は第1条第5項の特則を規定したものではなく、設計図書において権限が定められる監督職員の指示又は承諾について、緊急の場合を除き、書面によることを定めたものであること。この場合の書面は別に定めるものを除き、独立した文書のほか、工事打合せ簿等に記載する等の方法をとること。

#### 第10条関係

- 1 建設業法第26条第3項の規定による工事の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くことを規定しており、工事1件の請負金額が4,000万円（当該工事が建築一式工事である場合は8,000万円）以上のものである。
- 2 同条第2項の規定に該当する場合は、元請の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の額（当該下請負契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円（当該工事が建築一式工事である場合は7,000万円）以上となる工事である。
- 3 「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる契約者の代理人であり、契約担当者が認めた場合を除き、工事現場に常駐することとされている。
- 4 「主任技術者」及び「監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法上、配置が義務付けられている技術者である。

このうち「監理技術者」は建設業法第15条第2項の基準を充足する技術者である。

「主任技術者」とは、監理技術者の配置義務を有する工事以外の現場に配置すべきものとされている建設業法第7条第2号の基準を充足する技術者である。

- 5 「監理技術者補佐」とは、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、建設業法施行令第28条の基準を充足する技術者であり、監理技術者補佐を工事現場に専任で置く場合には、監理技術者の専任義務が緩和されることとなる。
- 6 現場代理人が監理技術者等の基準を充足している場合は、監理技術者補佐を置いたときにおける監理技術者を除き、監理技術者等を兼任することは差し支えない。

#### 第11条関係

契約の履行についての報告は、設計図書に定めるものであること。

#### 第12条関係

工事関係者に対する措置請求は、様式2により、これに対する回答は様式3によること。

なお、下請負人に対する措置請求は、重層下請負人についても適用するものとする。

#### 第13条関係

- 1 第2項の規定による材料の検査については、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料については、検査が必要であるが、その他指定しない材料については、その必要がないことから設計図書作成の段階で検査の必要の有無を十分考慮すること。
- 2 第3項の「7日」については、検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。なお、この訂正は、現場説明時又は設計図書等の閲覧等の開始時までに行うものであること。（以下日数の訂正について同様とする。）
- 3 第5項の「7日」については、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。

#### 第14条関係

- 1 第4項及び第5項前段の「7日」については、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。
- 2 第5項の規定による通知は、様式4によること。

#### 第15条関係

- 1 第1項の貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。
- 2 第2項及び第4項の規定による通知は、様式5によること。
- 3 第5項の規定による請求は、様式6によること。

#### 第16条関係

- 1 第1項は契約担当者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは契約者の工事の進捗状況を勘案して現実に契約者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。
- 2 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。
- 3 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

#### 第18条関係

条件変更は、設計図書に示された施工条件、又は予期することができなかった施工条件の発生等に対応して実施することとされているので、これらの変化に対応するため、

契約の根幹となる施工条件をあらかじめ可能な限り明らかにしておくこと。

#### 第19条関係

第1項の規定による通知は、様式7によること。

#### 第20条関係

- 1 工事の施工を一時中止させるにあたっては、第3項の規定により契約者の増加費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない場合もあるので、その必要の有無を十分に考慮するものであること。
- 2 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実には契約者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- 3 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- 4 第1及び第2項の規定による通知は、様式8によること。

#### 第22条関係

第1項の規定による請求は、様式9によること。

#### 第23条関係

- 1 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第1項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。
- 2 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。
- 3 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第41条第2項においては、契約者が工事の施工の一時中止した日とする。

#### 第24条関係

- 1 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。

- 2 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。
- 3 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、契約担当者が工期変更の請求を受けた日、第22条第2項においては、契約担当者が同条第1項の請求を行った日、第41条第2項においては、契約者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- 4 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を及ぼした場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第41条第2項の規定に基づくものをいう。

#### 第25条関係

- 1 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- 2 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内に契約担当者が契約者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において契約者の責めにより遅延していると認められる工事量は、該当請求時の出来形部分に含めるものとする。
- 3 第3項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は伸縮した日数に訂正できるものであること。
- 4 第4項に規定する再スライドを行う場合は、1から3までを準用すること。
- 5 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。
- 6 第7項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。

#### 第29条関係

- 1 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- 2 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。

#### 第30条関係

第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。

#### 第35条関係

- 1 第2項に規定する電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置は、受注者が電磁的記録により発行された保証証書をインターネットを通じて閲覧するために用いる保証契約番号及びパスワードを発注者に提供し、発注者がこれを閲覧できることをいう。
- 2 第4項の規定に基づく前払金（いわゆる中間前払金）の運用については、「公共工事に係る中間前払金について」（平成13年4月27日付け建管－267建設交通部長通知）によるものであること。
- 3 請負代金額100万円未満の工事の契約を締結する場合は、第35条各号を削除するものであること。
- 4 「工事の既済部分の請負代金相当額が前年度までの年度割金額等の累計額に達した日」とは、当該工事の出来形検査で出来高達成が確認された日とする。
- 5 余裕期間設定工事にあつては、特記仕様書の記載により工事着手日以降でなければ前払金を請求できないものであること。

#### 第37条関係

部分払の対象となる既済部分は、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工事製品（監督職員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したものに限る。）であること。

#### 第39条関係

第2項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数に訂正できるものであること。

#### 第47条関係

第4条において請負金額の10分の3を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合担保特約付き）を付させた場合において、第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対し、他の建設業者を選定し、工事完成させるよう請求することができるものであること。

#### 第50条関係

「受注者の責めに帰すべき事由」とは、資財や労働力の確保の不手際、工程管理の誤り、怠慢等契約者としての当然の注意、努力が欠如していたことであること。

#### 第51条関係

- 1 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。
- 2 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

#### 第52条関係

- 1 工期内に工事を完成することができない場合には、従来、違約金を徴収して工期の延長を認めることとしていたが、第1項第1号の規定により、工期の延長は行わず、遅延日数に応じて損害金の支払いを請求できることを明確にしたものである。
- 2 損害金の請求は重要な手直し工事を命ぜられ、手直し完了が契約工期を超える場合にも適用するが、この場合の算定基礎は手直し工事費とし、期間は手直し完了日までとする。  
ただし、工事完成届けを受理した日から検査完了日までの日数は除外するものとし、工期内に工事完成届けを受理した場合にあってはその日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、手直しに要した日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- 3 損害金を徴収する場合、地方公所契約のものについては、地方公所の長が調定のうえ納付させ、本庁契約のものについては、各事業所管課で調定し、納付させること。
- 4 損害金を算定に当たっては、工期の末日における出来形金額を確実に把握し、違算のないようにすること。この場合契約者から出来形金額の確認をとること。

(平成15年3月28日建管-2795 一部改正(平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条関係第2項の規定は、平成15年3月31日までに公告、公募、指名又は見積合わせを行った工事契約については、なお、従前の例によることとする。))

(平成18年2月28日建管-2347 一部改正(平成18年3月20日から施行))

(平成18年3月28日建管-2546 一部改正(平成18年4月1日から施行))

(平成19年3月29日建管-2418 一部改正(平成19年4月1日から施行))

(平成23年3月28日建管-2213 一部改正(平成23年4月1日から施行))

(平成28年5月31日建政-391 一部改正(平成28年6月1日から施行))

(平成29年2月17日建政-1489 一部改正(平成29年2月21日から施行))

(令和2年3月26日建政-1431 一部改正(令和2年4月1日から施行))

(令和2年9月29日建政-688 一部改正(令和2年10月1日から施行))

(令和3年3月29日建政-1435 一部改正(令和3年4月1日から施行))

(令和4年8月23日建政-955 一部改正(令和4年8月23日から施行))

(令和4年10月17日建政-1277 一部改正(令和4年11月1日から施行))

(令和4年12月14日建政-1641 一部改正(令和5年1月1日から施行))